

～転作農家 取組支援(市単事業)のご案内～

※8月20日現在の水稻生産実施計画書(確定後)の取組内容を反映し、
該当となる方へは、9月上旬に申請書を送付いたします。

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用しております。

新発田市では、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇等による肥料価格・光熱動力費等の高騰により、大きな影響を受けている水稻農家に対し、経営継続に重点を置いた、農業経営の下支えとなる支援をします。

また、米価と農家所得の安定に向けた取組である**需給調整の推進や、加工用米・輸出用米をはじめとする転作作物の供給量の増加に向け支援**を行います。

補助対象者

- ・令和8年産の転作作物を生産・出荷する個人（新発田市内に住所を有する者に限る。）又は法人（新発田市内に主たる事務所を有する者に限る。）※合計で10aに満たない場合は対象外

補助内容

- ・肥料価格・光熱動力費等の高騰によるかかり増し経費の支援として、令和8年産の転作作物を生産・出荷する水田面積に対し予算の範囲内において支援を行います。
 - ・対象作物：加工用米、輸出用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、大豆、麦、飼料作物、そば、高収益作物（野菜、花き・花木）
 - ・補助額：加工・輸出用米：10,000円/10a ※ただし予算額を超えた場合は、加工・輸出用米の単価で減額調整
その他転作作物：5,000円/10a
 - ・補助上限額：100万円
- ※8月20日現在の水田台帳データを基に算定
 ※R8年度水稻生産実施計画書に出荷情報の記載のあるもの、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田が対象
米価の安定を図る需給調整への後押しも含めての支援です。

申請期間・方法

- ・令和8年9月10日から10月30日まで ※方針参加者は、方針作成者を通じて申請
- ※受付順での支払手続となりますのでご承知願います。 ※方針非参加者は、郵送又は窓口申請

必要書類

- 交付兼実績報告書申請書

※2月中旬以降ホームページにて事業の詳細を掲載します。
 ※本事業の補助金については、税申告の際に農業所得の雑収入として処理をお願いします。



- 本事業に関する問い合わせ先
 新発田市農林水産課生産振興係 ☎0254-33-3108 FAX:0254-33-3930